【第3回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者第三者評価委員会議事録概要】

・日 時:平成20年8月4日(月) 10:00~11:00

・場 所:関内駅前第一ビル 2階特別会議室B

· 出 席 者:【委員】

新保委員長、佐々木委員、佐藤委員、須田委員 (委員全員の出席が得られたため、本委員会は成立とされた)

・傍 聴 者:なし

1 議事[1]

第2回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者第三者評価委員会の議事録の確認

事務局から、第2回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者第三者評価委員会の議事録の内容について、確認があった。

委員からの異議はなく、第2回委員会の議事録として確定した。

2 議事[2]

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者第三者評価結果の決定

第2回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者第三者評価委員会での、施設の視察 及び施設へのヒアリングに基づく各委員の評価を、事務局が取りまとめた評価結果案について内容の確認を行った。事務局案について、委員からの異議はなく、横浜市ホームレス 自立支援施設第三者評価として確定した。

3 議事[3]

評価結果の公表について

第三者評価の結果の公表について、事務局から以下の通り説明があった。

- 本日、横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者第三者評価委員会での評価が確定したので、この結果を施設側に通知し、評価総括表に載せる評価結果を受けて、施設側の意見を提出してもらうこと。
- 指定管理者からの意見が出されたら、第三者評価シート、第三者評価結果一覧表、 評価総括表を各委員に送付するとともに、横浜市のホームページ上で公開すること。

4 議事[4]

その他

評価結果の確定後、各委員の意見交換が行われた。意見の内容は以下の通り。

○ 第1回の評価シートを確定させる中で、自立支援について多くの時間を割いて議

論した。その結果、就労自立だけでなく、日常生活自立、社会生活自立を評価項目 として取り入れた。この考えは、生活保護での考え方を取り入れたものであり、ホームレス自立支援施設に、当てはめることが適当かどうかという議論はあったが、 間違いではなかったと考えている。

これは、自立支援施設の今後のあり方につながる話しだ。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下、「特措法」という。)では、これまで、就労支援をすすめてきた。生活保護でも就労による経済的自立を考えてきたが、4年前の生活保護制度の在り方に関する専門委員会で自立について整理された。就労自立の支援が大切なことは変わらないが、特措法の後半5年間で、日常生活自立支援、社会生活自立支援についてどのように取り組むのかが課題だ。

- 自立支援施設の就労退所後の自立生活の定着には、自炊の方法やゴミ出しのルールなど地域で生活していくことに対する支援が必要だ。
- 利用者が施設退所後に、地域に出てアパートで生活を始めるにあたって、地域に受け入れられるようにバックアップする役割を持っているのが民生委員だ。しかし、元ホームレスであったこと、自立支援施設にいたことを知られたくないという本人の気持ちが大きな壁になってしまっている。退所後の定着支援に施設職員が取り組んでいるにもかかわらず、利用者に受け入れられないことも、このことが大きな壁になってしまっている。